

## 第9回総会議事録（R6年9月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和6年9月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館大会議室

### 3 委 員

出	1 徳益 吉明	出	2 柿並 マリ子	欠	3 有川 はつ子	出	4 馬渡 広二
出	5 山中 美代子	出	6 重富 保(代理)	出	7 長谷場 平	出	8 蒲生 敏朗
出	9 坂上 和秋(会長)	出	10 永田 勇作	出	11 松枝 みどり	出	12 松山 忠雄
出	13 川内 幸洋	出	14 田中 加代子	出	15 紺家 知征	出	16 永野 一美
出	17 井窪 浩一	出	18 七日市 昌子	出	19 田中 操	出	20 乙守 賢次
出	21 藤森 和代	出	23 福田 安昭	出	24 中島 学		

### 4 事 務 局

局 長 馬場 俊彦	次 長 鶴村 勇一
主 幹 児玉 竜二	副 主 幹 吉國 雄一郎
副 主 幹 齊藤 千鶴 (山之口総合支所)	副 主 幹 山下 俊哉 (高城総合支所)
副 主 幹 山波 幸二 (山田総合支所)	主 事 溝口 漱 (高崎総合支所)

### 5 付議案件

- 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第21号 許可書の返戻について  
報告第22号 農地法第4条届出報告について  
報告第23号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について
- 議案第73号 非農地証明について  
議案第74号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について  
議案第75号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について  
議案第76号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について  
議案第77号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について  
議案第78号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について  
議案第79号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定について  
議案第80号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について (中間管理事業)

## 第9回総会議事録

議長 ただ今より令和6年の第9回総会を開催いたします。本日は23名中1名の欠席で22名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。16番委員と17番委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件4件と議案8件となっています。まず報告案件ですが、4件まとめていきたいと思っております。報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知について、次に報告第21号許可書の返戻について、そして、報告第22号農地法第4条届出報告について、更に報告第23号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局 ご報告いたします。報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから35ページまでとなります。内容につきましては、今月は66件の通知で、185,766.00㎡の内容となっています。次に報告第21号許可書の返戻についてですが、議案書は36ページになります。339.00㎡の内容で、第5条が1件となっており、返戻理由につきましては、備考欄のとおりでございます。続いて、報告第22号農地法第4条届出報告についてですが、議案書は37ページになります。こちらは196.00㎡でサイロ敷地としての利用の届出でございました。最後に、報告第23号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による承認案件の無効報告についてですが、議案書は38ページになります。これは、8月の総会で審議されました農地の売買、あっせん案件でございますが、手続きを進める中で、譲渡者が所有権移転時期前に亡くなったことによりまして、この案件は無効扱いとなりましたので、それを皆様にご報告するものです。以上です。

議長 ただいま、報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので、報告第20号、21号、22号及び23号については承認するものといたします。

続きまして、議案審議に入ります。議案第73号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第73号非農地証明についてですが、議案書は39ページとなります。今月は3件の申請がございまして、2,780.00㎡の内容となっています。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問はございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 何も無いようですので採決いたします。議案第73号について、非農地とすることにご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第73号については、非農地と承認するものといたしました。

次に議案第74号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 74 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 40 ページから 112 ページになります。今回は 504 件、822 筆の 772, 882. 40 m<sup>2</sup>の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、112 ページ下段の表のとおり高城地区の担当委員に最終確認をしていただいたところ です。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 822 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

13 番 委員 1 点お伺いします。非農地として判断された農地について第三者への移動があるときに農地法の 5 条申請は必要なのかわかりたいです。

事務局 非農地判断は、農地法第 2 条の農地でないことをこの場で決定するものでございます。決定いただいた農地は、農地ではないので転用というのはもちろん不要になってきますし、農地でないので 3 条、5 条の所有権移転の制限とか賃借権設定の制限もなくなってきますので当然 5 条はいらなくなってくる。ただ法務局に出される際に登記が農地のままだと受付が難しいと思います。事前に非農地判断されたものについては非農地判断の通知を送るようにしておりますので、通知が来てから一旦地目を変えていただいて登記上の農地から外していただけたらと思います。

13 番 委員 判断された農地は、本人に全員非農地だということの通知がいくのでしょうか。

事務局 通知をする予定ではございます。ただし所有者が亡くなっている場合もあります。配偶者をご存命であれば、配偶者等に送らせていただきますが、相続人をすべて追ってまではなかなかできないので、ご存命の方について、また相続人が容易に把握できる場合には、その相続人に対して送らせていただきたいと思います。ただ相続人が把握できずに通知を送付していない場合も、非農地判断が出ている場合については、ご遺族の方が個別に申し出があれば非農地判断をしたという証明を発行していますので、通知かその非農地判断の証明で地目変更登記の手続きを取っていただければよろしいかと思ひます。

13 番 委員 分かりました。

議長 その他、何かご質問はございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 74 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 74 号については、同意することに決定いたしました。

次に議案第 75 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 75 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 113 ページになります。今月は 1 件の申請がございまして、495. 00 m<sup>2</sup>の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 2 ページに記載してあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 75 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請

による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 75 号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第 76 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 76 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 114 ページから 118 ページになります。今月は、20 件の申請がございまして、28,410.00 m<sup>2</sup>の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページから 5 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 質問も無いようですので採決いたします。議案第 76 号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手ですので、議案第 76 号につきましては、すべて許可するものと決定いたしました。

続きまして、議案第 77 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 77 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 119 ページになります。今月は 4 件の申請で、4,724.00 m<sup>2</sup>の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 6 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、この件について何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 77 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全委員挙手)

議 長 全委員挙手でございます。よって、議案第 77 号はすべて許可相当と決定いたしました。

次に議案第 78 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 78 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 120 ページから 125 ページになります。今月は、20 件の申請で、13,602.49 m<sup>2</sup>の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 7 ページから 10 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全 委 員 無し (の声あり)

議 長 特に無いようですので採決いたします。議案第 78 号について、意見決定及び許可決定に、

ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員  
議長 (全委員挙手)  
全委員挙手でございます。よって、議案第78号はすべて許可相当と決定いたしました。次に、議案第79号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第79号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農業委員会の決定についてでございますが、議案書は126ページから138ページになります。

まず所有権移転ですが、今月は、正誤表にありますとおり3件の取下げがありましたので、13件の申請となりまして、32,063.00㎡の内容となっています。

利用権設定につきましては、7件の申請がございまして、15,493.00㎡の内容となっています。この公告につきましては、本日9月30日付けを予定しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終了しましたので、質疑に入ります。只今の件について何かございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 無いようですので採決に入ります。議案第79号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第79号については原案どおり承認されました。次に議案第80号農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第80号農用地利用集積等促進計画の意見決定について(中間管理事業)でございます。議案書は139ページから141ページになります。今月は、6件の申請で11,080.00㎡の内容となっています。なお、公告につきましては、11月1日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第80号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第80号につきましては原案どおり承認されました。

これで本日本日予定していた議案審議はすべて承認するというところで終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

全委員 無し(の声あり)

議長 特に何もございませんので、これで第9回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和6年 月 日

議事録署名委員

16番委員

---

17番委員

---

作成者 鶴村 勇一